

保育所へ入所されたみなさまへ～保育料についてのお知らせ～

保育料の見直し(本算定)

4月からの保育料は、1月から2月の間に提出していただいた源泉徴収票や確定申告書に基づき算定を行っていますが、あくまでも**仮算定**となっています。
 毎年6月の住民税確定に伴い、保育料の見直し(本算定)を行います。仮算定保育料と本算定保育料に相違があった場合、4月にさかのぼり保育料の変更が生じる場合があります。
 下記に該当する方は、保育料変更の対象となることがありますので、あらかじめご了承ください。なお、保育料が変更となる方に対しては、再算定後に変更通知を送付する予定です。

◆ 保育料変更の可能性がある世帯 ◆

- ☆ 源泉徴収票、確定申告書のいずれも未提出の方
- ☆ 提出していない源泉徴収票がある方(複数の会社等から収入がある方など)
- ☆ 不動産所得等、源泉徴収票に記載されていない事実があり、確定申告した方
- ☆ 源泉徴収票の記載額や、扶養人数等に誤りがある方
- ☆ 源泉徴収票又は、確定申告書を提出後、修正申告した方
- ☆ その他、提出した源泉徴収票と申告した金額が異なる方

同居者の課税額合算について

同居者(祖父母など)がいる世帯で保育料を算定する場合、基本的に入所児童の父母の所得税または住民税を基に算定を行います。しかし、**父母の収入だけで生計が成り立たないと認められる(生活保護基準額を下回る)場合は、同居者の課税額を合算して保育料を算定することになります。**ここで言う「同居」とは、実態として「一緒に住んでいる」ことを指し、世帯分離している場合も「同居」とみなされます。
 今後の確認で父母の収入が生活保護基準額を下回ると判断した場合は、同居者の課税状況が分かる資料(源泉徴収票・確定申告書など)の提出を求め、それに基づき再算定します。それに伴って、保育料の変更が生じる場合もありますので、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。該当する世帯については、個別に連絡する予定です。

お問い合わせ 福祉部福祉課 保育所係 ☎945-5311

保健事業カレンダー

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	受付時間
6/4	水	集団健診		保健センター(新庁舎)	8:00 ~ 10:00
6/5	木	2歳児歯科健診	H23.12.1 生まれ~H24.2.20 生まれ	保健センター(新庁舎)	13:30 ~ 15:00
6/8	日	乳児一般健診(午前)★	H25.7.30 生まれ~H25.8.20 生まれ	保健センター(新庁舎)	9:00 ~ 10:30
6/8	日	乳児一般健診(午後)★	H26.1.20 生まれ~H26.2.13 生まれ	保健センター(新庁舎)	13:00 ~ 14:30
6/9	月	集団健診		保健センター(新庁舎)	8:00 ~ 10:00
6/10	火	あがりティータナイトウォーキング	関心のある方	町民陸上競技場	19:00 ~
6/12	木	3歳児健診	H23.1.8 生まれ~H23.2.10 生まれ	保健センター(新庁舎)	13:30 ~ 14:15
6/16	月	集団予防接種 (BCG)	生後3か月~1歳未満 (標準接種期間: 生後5か月~8か月)	沖縄県総合保健協会	15:30 ~ 16:00
6/18	水	女性のがん検診	子宮頸がん: 20歳以上の方 乳がん: 40歳以上で事前申込をした方	保健センター(新庁舎)	13:30 ~ 14:30
6/19	木	1歳半健診	H24.10.1 生まれ~H24.11.3 生まれ	保健センター(新庁舎)	13:30 ~ 14:15
6/20	金	集団健診	翁長、呉屋、平園、美咲、安室、桃原	保健センター(新庁舎)	8:00 ~ 10:00
6/27	金	女性のがん検診	子宮頸がん: 20歳以上の方 乳がん: 40歳以上で事前申込をした方	保健センター(新庁舎)	13:30 ~ 14:30
6/29	日	集団健診	未受診者①	保健センター(新庁舎)	8:00 ~ 10:00
7/7	月	女性のがん検診	子宮頸がん: 20歳以上の方 乳がん: 40歳以上で事前申込をした方	保健センター(新庁舎)	13:30 ~ 14:30
7/9	水	ベビースクールI	H26.1.3 生まれ~H26.3.2 生まれ	ベビースクールI	13:30 ~
7/10	木	3歳児健診	H23.2.11 生まれ~H23.3.12 生まれ	保健センター(新庁舎)	13:30 ~ 14:15
7/11	金	集団健診	幸地、幸地ハイツ、坂田、幸地高層住宅、坂田高層住宅	保健センター(新庁舎)	8:00 ~ 10:00

★生後9か月から11か月ごろのお子さんに絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を同時に実施しています。(対象者には個別で通知します)

平成26年度 保育所保育料

寡婦(夫)控除のみなし適用の申請について

①寡婦(夫)控除とは?

寡婦控除は、女性の納税者が夫と死別、もしくは夫と離婚した後に婚姻をしていない者。または夫の生死の明らかでない場合に受けられる控除のことです。控除できる金額は27万円(住民税の場合26万円)、特定の寡婦に該当する場合には35万円(住民税の場合30万円)です。
 寡夫控除は、男性の納税者が妻と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていないこと。または妻の生死が明らかでない場合に受けられる所得控除です。控除できる金額は27万円(住民税の場合26万円)です。

②寡婦(夫)控除のみなし適用とは?

上記寡婦(夫)控除は婚姻していたことが条件となります。同じ「ひとり親世帯」でも、婚姻していたか否かにより、税を決定する際に控除が受けられる方と受けられない方がいるため、不公平であると考えています。保育料は、「所得税額」または「住民税の課税状況」により算定しますが、西原町では「婚姻によらずにひとり親となった方(税法上の寡婦控除の対象外の方)」に対しても、寡婦(夫)控除のみなし適用し、保育料を算定することとします。

③寡婦(夫)控除のみなし適用の対象者

「婚姻によらずにひとり親となった方」のうち、保育料が発生(3階層以上)している方。
 ※ 1階層または2-1階層の方は、既に保育料が免除されているため対象外となります。
 ※ 対象者となるかどうかについては、原則として、課税される年の12月31日現在の状況で確認します。(平成25年分の所得税については平成25年12月31日現在)

④寡婦(夫)控除のみなし適用の手続きの流れ

ステップ1: 平成26年度保育料の本算定後(6月の住民税等確定後)、福祉部福祉課窓口で「保育料減免猶予申請書」・「戸籍謄本」を提出し、申請を行います。
 ステップ2: 福祉部福祉課で審査し、結果を通知します。
 ※ 対象者は平成26年度保育料の本算定後(6月の住民税等確定後)に申請を行ってください。
 ※ みなし適用を行っても保育料が減免されない場合があります。
 ※ 対象となる保育所保育料は、公立保育所及び認可保育園の保育料となります。
 ※ 保育料が減免される場合は平成26年4月にさかのぼり減免します。
 ※ 申請期限は、平成27年3月31日までです。(申請年度内に限る)

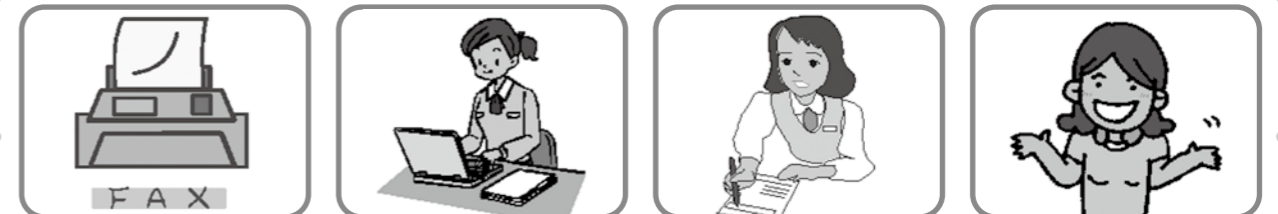
お問い合わせ 福祉部福祉課 保育所係 ☎945-5311

手話通訳者等派遣事業

聴覚障がい者の社会参加を促進するため、社会生活におけるコミュニケーションが必要な方々へ支援を行います。お気軽にお申し付けください。

- ★ 福祉部介護支援課の窓口で、手話通訳者を配置しています。
- ★ 日常生活などに、手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。
(緊急時以外は事前に申し込みが必要です。お気軽にご相談ください)

《手話通訳・要約筆記派遣の流れ》



1. FAX、メールまたは福祉部介護支援課の窓口で申し込み
2. コーディネーターが登録者を調整・決定
3. 派遣申請者への派遣決定のお知らせ
4. 現場で派遣申請者と通訳者等が合流

お問い合わせ 福祉部介護支援課 障害支援係 ☎945-5013 / FAX944-6551